

小作争議調査表

No. 99

(月報番號第一之四號)

(昭和十年六月分)

過 程	事 要 項 求	原 因	地 主 關 係 團 体	關 係 人 員	場 所
			關 係 團 体	種 類 面 積	終 生 熄
	土地返還要求	倉敷郡北分尋常第十号校に於て、運動場を拡張するに際し、地主大塚四郎外一丸、小作人飯本庄入、人として土地返上を申請せられたる事。	小作人	地主 大塚四郎外一丸 小作人 飯本庄入	倉敷郡倉敷町字北分
			小作人	種類面積 田四反二畝三歩	昭和十年六月十八日
			全農福岡縣聯合会		

財團 協調會福岡出張所

備 考	結 果
	一 地主は田二反八畝三歩、小作人四反九升六合(四斗)の土地を耕作し、今後引續き小作せらる。 二 小作人は前項の小作を去末を以て毎年其の年々十一月末日迄に地主に耕作料を納入すること。 三 地主は小作人(小作)の土地に於て、昭和九年年度迄、滞納小作人一石三斗五合を七斗に減額し、其の差額を免除すること。 四 小作人は地主に於て、昭和九年年度迄、滞納小作人一石三斗五合を七斗に減額し、其の差額を免除すること。 五 小作人は、向う三年(昭和十年、十一年、十二年)の間に、昭和十年年度に三斗五升、十一年年度に三斗五升、十二年年度に三斗五升を納入すること。 六 小作人は、天災不可抗力其他正当の理由を以て、其の二項及三項の期日迄に小作料を納入せざる時は、地主は其の土地を地主に返還し、滞納小作料は一切に全額に納入すること。 七 小作人は、其の耕作に據る、天災不可抗力による不作の場合に未收穫の六分を小作人が所得とし、其の佃歩を小作人の耕作に地主が所得とし、其の分限に於ては、小作人が耕作料を納入し、地主は其の耕作料を納入すること。 八 双方立合し、現場に於て合議すること。 九 地主は、小作人の耕作料を納入し、地主は其の耕作料を納入すること。